

2020年5月26日

お客様 各位

明和管理株式会社

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」解除に伴う対応について

新聞・テレビ等で報道されておりますとおり、政府は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を、5月25日をもって全ての地域で解除しました。

但し、新型コロナウイルスの感染が収束した訳ではなく、ワクチンや治療薬が開発されるまでは、今後もウイルスとのたたかい(共存)が続くとされております。

弊社としましては、当面の間、以下の基本姿勢にて、当問題に対処して参ります。お客様各位のご理解ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

1 管理員業務について

① 管理員の日常業務に際し、マスクを着用することがございます。

また、感染防止のため、できる限りゴム手袋を装着のうえ作業を行うように指示しております。

② 管理員が体調不良等の場合は、通常は代行員による勤務とさせていただきますが、代行員の手配がつかない場合、その他本件事情に関わる場合は休務とさせていただきます。

2 設備点検、緊急を要しない工事等について

管理組合の依頼により予定を延期しておりました設備点検や緊急を要しない工事等につきましては、順次ご案内のうえ、実施して参ります。なお、今後予定している設備点検や工事等につきましても、これまで通りご案内のうえ、実施して参ります。

3 管理組合主催の会合(理事会総会等)について

管理組合主催の会合については、管理組合のご判断に従い、弊社社員は従来どおり業務を遂行させていただきます。なお、管理規約に規定されている年1回の総会については、特に判断が必要であるため、弊社社員より理事会・理事長にご相談させていただきます。

その他、防災訓練等の催事については、規模を縮小して開催する等のご相談をさせていただきます。

(開催のご判断は管理組合にて行っていただきます)。

4 弊社へのお問合せについて

弊社社員の日常業務に関しては、時差通勤及び在宅勤務を実施いたしております。

本社及び各営業所のお電話による受付時間につきましては、平日9時から17時とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

なお、お問い合わせ用のメールにも対応いたしておりますのでご利用下さい。

5 管理受託業務について

弊社は、一般社団法人マンション管理業協会のガイドラインに沿って業務を進めておりますが、今後万一、「緊急事態宣言」の再発令があった場合や居住者様が感染された場合等には、やむを得ず管理委託契約に記載された業務内容を完全には実施できない場合も想定されます。その場合には、理事会・理事長とご相談させていただきたいと存じます。

共用部分等の緊急時の連絡先: 明和管理コールセンター 0120-508-120

※お電話が繋がりにくくなるのが想定されますがご了承下さい。

以上